



2022年5月13日

各 位

会社名 中山福株式会社
 代表者名 代表取締役社長
 石川 宣博
 (コード番号 7442 東証スタンダード市場)
 問合せ先 常務取締役管理本部長
 兼グループ事業部長兼経営企画部長
 橋本 謹也
 (TEL.06-6271-5393)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月28日開催予定の第76回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上および公告手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更するとともに、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるため、現行定款第5条（公告の方法）を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考資料等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設するものであります。また、効力発生日等に関する付則を設けるものであります。
- (3) 上記条文の新設に伴い、現行定款第15条以下を1条ずつ繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(公告の方法) 第5条 当社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載して行う。</u> (新設)	(公告の方法) 第5条 当社の公告は、 <u>電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。</u> <u>(電子提供措置等)</u>
第15条 ~第41条 (条文省略) (新設)	第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 <u>電子提供措置をとるものとする。</u> 2 当社は、 <u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u> 第16条 ~第42条 (現行どおり)
	(附則) 1 <u>定款第15条（電子提供措置等）の新設は会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日に開催される株主総会に係る招集手続きはなお従前の例による。</u> 3 <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日後にこれを削除する。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月28日（予定）
 定款変更の効力発生日 2022年6月28日（予定）

以上